

「三重県医師確保計画（中間案）」に対する意見募集結果について

- 1 実施期間 令和元年12月23日（月）から令和2年1月22日（水）まで
- 2 寄せられたご意見の件数 2件
- 3 意見の概要および県の考え方

整理番号	関係項目	該当箇所	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第3章 医師少数スポット	19～20ページ 38～39ページ ⑨医師少数スポット	いなべ市の医師少数スポット地域指定については、10万人あたり医師数で検討されているが、東員町は一般病院がなく、旧員弁郡の頃より、いなべ市の病院が地域医療を担っている。また、旧いなべ郡5町は、精神科の病院が充実しているが、一般病院は少なく、身体的な加療を必要とする医師数は十分ではない。医師少数スポットの指定については、このような地域事情を考慮し、実態に応じた診療圏（旧員弁郡5町）で行っていただきたい。	医師確保計画は、二次医療圏ごとに設定された医師少数区域の医師の確保を重点的に推進するものですが、地域の実情に応じてよりきめ細かく医療ニーズに応じた対策が必要であることから、二次医療圏よりも小さい医師不足の地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域に準じて取り扱うこととしています。 医師少数スポットは、医師派遣調整の対象地域となることから、三重県医師修学資金貸与制度や、三重大学医学部における地域枠B推薦地域との整合を図る必要があるため、地域枠B推薦地域を対象地域としていますが、それ以外の地域においても、人口規模、人口10万人対医師数、専門研修の状況、平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計の結果等をふまえ、いなべ市、東員町、菟野町、亀山市を医師少数スポットに追加します。
2	第3章 医師確保の方針	25ページ (3)イ 三重県医師修学資金貸与制度	三重県医師修学資金貸与制度は、将来県内医療機関で勤務する医師の確保を図ることを目的としているが、返還免除の条件となっている「医師少数区域等での一定の診療義務」については、以下の理由につき、公立公的病院に限定することについて検討願いたい。 ・公立医療機関は主として地域医療等を担っており、医師確保の優先順位が高い ・医師は公費によって養成されており、公益目的で設置されている医療機関の医師の確保を最優先とするべきである	三重県医師修学資金貸与制度において返還免除となる医療機関は、救急病院、へき地医療機関等としており、これらの施設は、県内の救急医療や地域医療を担っていることから、公立・公的、民間に関わらず返還免除の対象としています。 また、県の医師修学資金を貸与した地域枠医師等の派遣については、厚生労働省の「キャリア形成プログラム運用指針」（令和元年7月5日最終改正）において「都道府県による対象医師の派遣先が、理由なく公立・公的医療機関に集中することがないようにすることとする。」と規定されているほか、「地域医療対策協議会運営指針」（令和元年7月5日最終改正）においても同様の通知があり、これらをふまえ引き続き本制度の運用を行っていきたいと考えています。